

## 穴水町監査基準

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（以下「法」という。）及び地方公営企業法（以下「公企法」という。）並びに地方財政健全化法（以下「健全化法」という。）の規定に基づいて行なう監査・検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるとともに、議会及び町長若しくは関係する行政委員会等（以下「町長等」という。）並びに外部監査人との関係を明確にすることを目的とし、被監査対象組織が監査を受ける際に留意すべき事項を定めるものとする。

### 第1節 一般基準

(監査委員が行なうこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 穴水町において監査委員が行なうこととされている監査、検査、審査その他の行為は、穴水町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- 一 財務監査（法第199条第1項）財務に関する事務の執行及び経営に係る管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること
- 二 行政監査（法199条第2項）事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること
- 三 財政援助団体等監査（法199条第7項）補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行なわせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行なわれているか監査すること
- 四 決算審査（法235条第2項、公企法第30条第2項）決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 五 例月出納検査（法235条の2第1項）会計管理者等の現金出納事務が正確におこな

われているか検査すること

六 基金運用審査（法 241 条第 5 項）基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行なわれているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、本基準の趣旨を鑑みて実施しなければならない。

（監査委員の責務）

第 4 条 監査委員は、町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めなければならない。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しなければならない。

3 監査委員は正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。

4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対して適切に指揮及び監督を行わなければならない。

6 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果そのたの監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存しなければならない。

（事務局職員の心得）

第 5 条 事務局職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）職制期の重大性に鑑み、常に研鑽に心がけ、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず町政の状況に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努める。

（2）監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究する。

（3）監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。また、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（4）監査等の進捗状況は、絶えず監査委員に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その指示を受ける。

（5）監査等の終了後は、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命する。

（6）復命書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ具体的に記述する。

（7）代表監査委員の命を受けた場合には、外部監査人の行なう監査の適正性確保かつ円滑な遂行に協力する。

## 第 2 章 実施基準

(監査計画)

第6条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定しなければならない。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めなければならない。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正しなければならない。

(リスクの識別と対応)

第7条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第14条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施しなければならない。

(内部統制に依拠した監査等)

第8条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断しなければならない。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を実施しなければならない。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施しなければならない。

2 監査委員は、外部監査人に対し、相互の監査の実施に支障を来たさないように配慮しなければならない。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手しなければならない。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手しなければならない。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行なわれるよう調整し、監査等を実施しなければならない。

(外部監査人等との連携)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人等との連携を図らねばならない。

### 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第 13 条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査にかかる監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見（法第 199 条第 10 項）を提出することができるとともに、当該報告のうち措置を講ずる必要があると認める事項については勧告（法 199 条第 11 項）することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出しなければならない。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を長に提出しなければならない。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第 14 条 監査等の結果に関する報告書等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載しなければならない。

一 本基準に準拠している旨

二 監査等の種類

三 監査等の対象

四 監査等の評価項目

五 監査等の実施内容

六 監査等の実施場所及び日程

七 監査等の結果

2 前項第七号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨そのたの監査委員が必要と認める事項を記載しなければならない。

一 財務監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行なわれ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運用及び組織が合理的であること

二 行政監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行なわれ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること

三 財政援助団体等監査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行なわれていること

四 決算審査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

五 例月出納検査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行なわれていること

- 六 基金運用審査 前項第一号から第六号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行なわれていること
- 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 八 内部統制評価報告書審査 長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行なうこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たると判断が適切に行なわれているかという観点から検証を行ない審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第1項第七号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨を記載しなければならない。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めなければならない。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たると判断が適切に行なわれていないと考えられる場合には、その内容を記載しなければならない。

(合議)

第15条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ）の決定
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見（法第199条第10号）の決定
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- 四 決算審査に係る意見（法199条第3項及び公営企業法第30条第2項）の決定
- 五 基金運用審査に係る意見の決定
- 六 健全化比率等審査に係る意見の決定
- 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表しなければならない。

(公表)

第 16 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員是認の連名で公表しなければならない。  
指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告  
(措置状況の公表等)

第 17 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、外状況の報告を求めるよう努めなければならない。

#### 附則

本基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 1 章 監査実施準則

### 第 1 節 監査の種類

(監査)

第1条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査（法第199条第4項の規定による監査）

毎会計年度中少なくとも1回以上期日を決めて、次の事項について行なうもの

ア 町の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施するもの

イ 町の経営に係る事務の管理が、合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施するもの

ウ 必要に応じ、町の事務、事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行なわれているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施するもの

(2) 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの

(3) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

必要があると認めるとき、町の事務又は法定受託事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。）の執行が、合理的かつ効率的に行なわれているか、法令等の定めるところに従って適正に行なわれているかどうかを主眼として適時に実施するもの

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施するもの

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条第1項の規定による監査）

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は町長若しくは公営企業管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定どおり行なわれているかを主眼として実施するもの

(6) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施するもの

(7) 議会の要求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

要求に係る事務について実施するもの

(8) 請願の措置としての監査（法第125条の規定に関する監査）

議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められるものについて実施するもの

(9) 町長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施するもの

- (10) 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条の規定による監査）  
請求の内容について実施するもの
- (11) 町長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条の規定による監査）  
要求に係る事実の有無等について実施するもの
- (12) 共同設置機関の監査（法第 252 条の 11 第 4 項の規定による監査）  
共同設置機関の行なう関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、規約で定める普通公共団体の監査委員が実施するもの
- (13) 財政健全化計画等に対する長の要求による監査（健全化法第 26 条第 1 項）  
財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、法第 199 条第 6 項の監査の要求をしなければならない。

（検査）

第 2 条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 2 項の規定による検査）

- 2 会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する及び預り金を含む。以下同じ）の在高及び出納関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

（審査）

第 3 条 審査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 2 項の規定による審査）

決算その他関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施するもの

- (2) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項の来て 2 よる審査）

基金の運用状況を示す書類の係数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適切かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施するもの

- (3) 普通会計の財政健全化審査（健全化法第 3 条第 1 項）

健全化判断比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するもの

- (4) 公営企業会計の経営健全化審査（健全化法第 22 条第 1 項）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するもの

- (5) 内部統制評価報告書の審査（法第 150 条第 5 項の規定による審査）

内部統制評価体制が適正に整備されているかどうかを審査するもの

（報告の徴収）

第 4 条 監査委員は、地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行



令第22条の5の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めるものとする。

## 第2節 監査等の事前手続

(監査計画書の作成)

第5条 年間監査計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 年間における実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課係名
- (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 実施計画は、監査等の種類別に次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象事務等
- (3) 監査等の対象期間
- (4) 監査等の担当者及び事務分担
- (5) 監査等の基本方針
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の項目及び着目点
- (8) 監査等の実施手続の選択
- (9) その他監査等の実施上必要と認める事項

(事前通知)

第6条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、町長等に対し、監査等の種類、期日、場所等を予め5日以上の間を開けて通知する。

(資料要求)

第7条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。

(事前研究)

第8条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関連法規等の調査研究を行ない、基礎知識をかん養する。

- 2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。
- 3 前回までの監査等における指摘内容及び問題点等を把握する。

(監査等の着眼点)

第9条 第5条第2項の規定に基づく実施計画において定める監査等の着眼点は、別項に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択するものとする。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

## 第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第10条 監査は、契約書、関係諸帳簿、証拠書類等に対して、次の各号に定める監査

技術を選択適用し、通常実施すべき監査等の実施手続、及び必要と認めるその他の監査等の実施手続として実施する。

(1) 通常実施すべき監査等の実施手続

- ア 照合 証拠突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめること。
- イ 実査 事実の存否について、実地における現物検証、現場検証等によって直接検証すること。
- ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行なう際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめること。
- エ 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類、又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認すること。
- オ 質問 事実の存否又は問題点について、監査対象課の職員などに質問して、回答又は説明を求めること。
- カ 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。
- キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめること。

(2) その他の監査等の実施手続

- ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにすること。
- イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否や適否を大局的に判断すること。
- ウ 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら二組の計数の過不足を追求し両者が事実上一致するかどうかを確かめること。
- エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な事実を判断すること。

(監査等の実施手続の適用)

第11条 第1条第1号から第5号まで、第2条及び第3条に掲げる監査等における監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合には、当該事項について必要と認めるときは範囲拡大して精査によるものとする。

(公営企業会計の決算審査手続)

第12条 公営企業会計の決算審査は、資金運用精算表を作成して実施するものとする。

(監査等の講評)

第13条 監査等に基づく監査対象課の長に対する講評は、監査等の結果に関する決定

の前に行ない、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

### 第3章 監査報告準則

(報告書の提出及び公表)

第14条 監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を次の各号により提出及び公表しなければならない。

- (1) 第1条第1号から第5号まで並びに第15条については、議会及び町長等
- (2) 第1条第6号については、議会、町長及び請求人の代表者
- (3) 第1条第7号及び第9号については、要求のあった議会又は町長
- (4) 第1条第10号については、請求人
- (5) 第1条第11号については、町長又は公営企業管理者
- (6) 第1条第12号については、関係地方公共団体の長

2 事務の監査の請求に係る個別外部監査について、外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求人の代表者に送付しなければならない。

3 住民監査請求に係る個別監査について、外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求に理由があるかどうかを決定の上請求人に通知しなければならない。

(意見書の提出)

第15条 決算審査及び基金の運用審査並びに財政健全化審査、経営健全化審査、内部統制評価報告書審査を終了したときは、審査意見書を町長に提出しなければならない。

2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、町長又は公営企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見書を提出しなければならない。

3 監査(第14条第5号、第6号、第8号、第10号から第13号までの監査を除く。)の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて、意見書を提出することができる。

4 外部監査人の監査結果について、必要があると認める場合は、議会及び町長に対して意見書を提出することができる。

(勧告)

第16条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があるときは、議会又は町長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

(報告等の決定)

第17条 報告等の決定のうち、次の各号に掲げるものは、監査委員の合議による。

- (1) 第1条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号までに定める監査結果

- (2) 第3条に定める審査意見書
- (3) 外部監査人の監査結果に関する意見
- (4) 住民監査請求に係る個別外部監査について請求に理由があるかどうかの決定及び勧告  
(報告等の公表)

第18条 報告等のうち、第1条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第12号までに定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。公表は、穴水町広告式条例によるほか、町広報に掲載するなど、広く住民に周知することができる方法により行なう。  
(報告書等の記載事項)

第19条 監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

- (1) 報告等の提出日付
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 監査等の種類
- (4) 監査等の概要
  - ア 監査等の実施期間
  - イ 監査等の対象とした課等又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）
  - ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）
  - エ その他の監査等の目的又は着眼点
  - オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の調査を委託した場合、委託した旨及びその結果
- (5) 監査等の結果
  - ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見
  - イ 指摘事項（指摘の事実、その告発理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意事項等を付記すること。）  
(公営企業会計の決算審査意見書)

第20条 公営企業会計の決算審査意見書は、別紙様式に準じて作成するものとする。

(監査等の結果報告書後の処置)

第21条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見、及び外部監査結果については、町長等から適時措置状況報告を求めるものとする。

2 第1条第1号から第4号まで、及び第9号、並びに外部監査に係る措置状況報告は、これを公表しなければならない。

- 3 第1条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は町長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。
- 4 公表の方法については、第18条後段の規定を準用する。

今回の穴水町の監査基準の改定は、地方自治法改正法（平成29年法律第54号）に基づき、裁量に基づく監査の排除が定められ、同法199条の3第1項 監査基準に従った監査、同法198条の4第1項監査基準は監査委員が定める、同法199条の4第3項監査基準を議会、長等に通知し、公表する。同法198条の4第5項監査基準の策定については国が指針を示し必要な助言を実施する。同法第200条の2監査専門員の設置などの改定内容に基づき行なうものであります。

附則 この改定は、令和2年4月1日より、同法施行規則に合わせ施行する。

穴水町代表監査委員 松岡勤五

## 第19条 別記様式

年度	穴水町	事業会計年度決算審査意見書
第1	審査の概要	
1	審査の期間	年 月 日から 月 日まで

2 実施審査場所

3 審査の手続

第2 審査の結果

1 決算諸表について

2 経営状況について

(1) 経営成績について

(2) 財政状態について

第3 おおむね適正意見の根拠

---